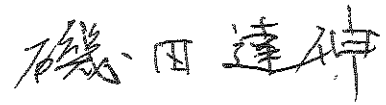


新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

新潟県後期高齢者医療広域連合長



新潟県後期高齢者医療広域連合条例第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例)

第1条 新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を削り、同項第1号中「職員については、その住所又は居所」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 旅行 本邦(本州・北海道・四国・九州及び規則で定めるこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。

第2条第1項第3号中「配偶者」の次に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加え、同項に次の2号を加える。

(4) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、広域連合と旅行役務提供契約(旅行者等が広域連合に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、広域連合が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。

(5) 家族 旅行にあつては職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第2項各号列記以外の部分中「又は」を「、その配偶者若しくは子又は」に改め、同条第3項中「第16条第1号又は第4号若しくは」を「第28条第4項又は」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、若しくは取り消され、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 第1項、第2項、第4項から第6項までに規定する場合において、広域連合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第3項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に改め、同条第4項本文中「これを変更し」を「その変更をする」に、「旅行命令書」を「旅行命令簿」に、「旅行依頼書」を「旅行依頼簿」に、「旅行命令書等」を「旅行命令簿等」に、「当該旅行に関する」を「規則で定める」に改め、「記載」の次に「又は記録」を加え、「これ」を「当該事項」に、「提示して行わなければ」を「通知しなければ」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

第4条第5項を次のように改める。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条を削る。

第7条中「、経済的」を「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第9条から第15条に定める種目及び内容に基づき、最も経済的」に改め、同条ただし書中「事情により」の次に「最も」を加え、同条を第6条とする。

第8条から第11条までを削る。

第12条第1項中「もの」を「者並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」に改め、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「必要な書類」を「必要な資料」に、「添付書類」を「資料」に改め、同項後段中「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その書類」を「その資料」に改め、「支給」の次に「又は支払」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 支払担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

第12条に次の3項を加える。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって任命権者が定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びにその他の必要な事項は、規則で定める。

第12条を第7条とし、同条の次に次の5条を加える。

(旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当及び包括宿泊費とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用  
(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する費用
- (2) 道路運送法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業又は同号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する費用
- (3) 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を利用する移動に要するものとして規則で定める費用
- (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第13条から第21条までを次のように改める。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(退職者等の旅費)

第16条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第17条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第18条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、第6条及び第9条から第12条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用

ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条及び第15条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第19条 任命権者は、旅行者が広域連合以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第20条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

第22条から第26条までを削る。

別表を削る。

(新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例)

第2条 新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「等の支給及びその種類」を削り、同条第1項中「に支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料と」を「は、費用弁償として次に掲げる額を支給」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 広域連合長 新潟県特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号。以下「県条例」という。）第5条第1項第1号に規定する額
- (2) 副広域連合長 県条例第5条第1項第2号に規定する額
- (3) 議会の議員 新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第2号）第7条に規定する額
- (4) 第2条第1項第3号から第5号までに掲げる特別職の職員 県条例第5条第1項第4号に規定する額

第7条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 特別職の職員等が、議会並びに監査及び会議のため出席した場合の費用弁償は、前項各号の

規定に従い支給する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、その他の交通費（本邦（本州・北海道・四国・九州及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第16号）で定めるこれらに附属する島の存する領域をいう。）における旅行の場合に限る。）の額は、一般職の職員の例によるものとする。

第7条第4項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

区分		報酬
広域連合長		年額 60,000円
副広域連合長		年額 48,000円
議会	議長	年額 30,000円
	副議長	年額 24,000円
	議員	年額 21,000円
選挙管理委員会	委員長	日額 8,000円
	委員	日額 7,000円
監査委員	議会の議員のうちから選任された委員	年額 36,000円
	その他の委員	年額 60,000円
附属機関の委員等及び非常勤職員		日額 7,000円

別表第3を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が当該旅行命令を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前

の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、この条例による改正前の新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第20条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表  
(第1条関係)

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例 平成19年3月1日 条例第20号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) <u>旅行</u> 本邦(本州・北海道・四国・九州及び規則で定めるこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。</p> <p>(2) <u>出張</u> 職員が公務のため一時その在勤庁(常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「<u>旅行命令権者</u>」という。))が認める場合には、その住所、居所その他<u>旅行命令権者が認める場所</u>を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(2) <u>(削る)</u></p> <p>(3) <u>遺族</u> 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖</p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例 平成19年3月1日 条例第20号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) <u>出張</u> 職員が公務のため一時その在勤庁(常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所 _____ _____)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(2) <u>扶養親族</u> 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</p> <p>(3) <u>遺族</u> 職員の配偶者_____ _____)、子、父母、孫、祖</p>



新	旧
<p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法第28条第4項又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 <u>第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、若しくは取り消され、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 <u>第1項、第2項、第4項から第6項までに規定する場合において、広域連合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u></p> <p>9 (略) (旅行命令)</p>	<p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法第16条第1号又は第4号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 <u>第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略) (旅行命令)</p>

新	旧
<p>第4条 <u>次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。</u></p> <p>(1) <u>前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令</u></p> <p>(2) <u>前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。</u></p> <p>4 <u>旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をする、若しくは取り消すには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める 事項を記載又は記録し、当該事項を当該旅行者に通知しなければ ならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。</u></p> <p>5 <u>前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。</u></p>	<p>第4条 <u>旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行われなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。</u></p> <p>4 <u>旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に当該旅行に関する事項を記載 し、これ を当該旅行者に提示して行われなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに当該旅行命令書等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</u></p> <p>5 <u>旅行命令書等の記載事項及び様式は、規則で定める。</u></p>

新	旧
<p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更を受けた</u>旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第6条 <u>(削る)</u></p>	<p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更された</u>旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(旅費の種類)</u></p> <p>第6条 <u>旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。</u></p> <p><u>2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p><u>3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p><u>4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</u></p> <p><u>5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ実費額又は定額により支給する。</u></p> <p><u>6 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>9 第20条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に</u></p>

新	旧
<p>(旅費の計算)</p> <p><u>第6条</u> 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第9条から第15条に定める種目及び内容に基づき、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p> <p><u>第8条</u> (削る)</p> <p><u>第9条</u> (削る)</p>	<p><u>代え、日額旅費を旅費として支給する。</u></p> <p>(旅費の計算)</p> <p><u>第7条</u> 旅費は、<u>経済的</u>  <u>かつ合理的</u>  な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により<u>経済的かつ合理的な通常の経路又は方法</u>によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p> <p><u>第8条</u> 旅費計算上の旅行日数は、<u>第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、路程400キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数による。</u></p> <p><u>2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</u></p> <p><u>3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</u></p> <p><u>第9条</u> 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における旅行雑費及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の1割、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の2割に相当する額をそれ</p>

新	旧
<p>第10条 (削る)</p> <p>第11条 (削る)</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一</p>	<p><u>ぞれの定額から減じた額による。</u></p> <p>2 <u>同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。</u></p> <p>第10条 1日の旅行において旅行雑費又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費又は宿泊料を支給する。</p> <p>第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第12条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に<u>必要な書類</u>を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な<u>添付書類</u>の全部又は一</p>

新	旧
<p>部を提出しなかった者は、その請求に係る<u>旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給又は支払を受けることができない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>支払担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。</u></p> <p>5 <u>第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって任命権者が定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。</u></p> <p>6 <u>前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。</u></p> <p>7 <u>第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びにその他の必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>部を提出しなかった者は、その請求に係る<u>旅費額</u>  <u>のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給</u>_____を受けることができない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び前項に規定する期間は、規則で定める。</u></p>

新	旧
<p><u>(旅費の種目)</u></p> <p><u>第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当及び包括宿泊費とする。</u></p> <p><u>(鉄道賃)</u></p> <p><u>第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 運賃</u></p> <p><u>(2) 急行料金</u></p> <p><u>(3) 寝台料金</u></p> <p><u>(4) 座席指定料金</u></p> <p><u>(5) 特別車両料金</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p><u>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。</u></p> <p><u>(船賃)</u></p> <p><u>第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第</u></p>	

新	旧
<p><u>2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）</u>を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>寝台料金</u></p> <p>(3) <u>座席指定料金</u></p> <p>(4) <u>特別船室料金</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p><u>(航空賃)</u></p> <p><u>第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）</u>を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>座席指定料金</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p><u>(その他の交通費)</u></p>	

新	旧
<p><u>第12条</u> <u>その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する費用</u></p> <p><u>(2) 道路運送法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業又は同号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する費用</u></p> <p><u>(3) 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を利用する移動に要するものとして規則で定める費用</u></p> <p><u>(4) 前各号に掲げる費用に付随する費用</u> <u>（宿泊費）</u></p> <p><u>第13条</u> <u>宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p>	<p><u>（鉄道賃）</u></p> <p><u>第13条</u> <u>鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）</u>、<u>急行料金及び座席指定料金による。</u></p> <p><u>(1) その乗車に要する運賃</u></p> <p><u>(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</u></p>

新	旧
<p><u>(宿泊手当)</u></p> <p><u>第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。</u></p>	<p><u>(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金</u></p> <p><u>2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u></p> <p><u>(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u></p> <p><u>3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>(船賃)</u></p> <p><u>第14条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金による。</u></p> <p><u>(1) 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、別表の区分による運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p><u>(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号</u></p>

新	旧
<p><u>(包括宿泊費)</u></p> <p><u>第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u></p> <p><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p><u>第16条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定めるものとする。</u></p> <p><u>2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u></p>	<p><u>に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p><u>2 前項第1号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級の最上級の運賃による。</u></p> <p><u>(航空賃)</u></p> <p><u>第15条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p> <p><u>(車賃)</u></p> <p><u>第16条 車賃の額は、実費額による。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用車を使用して旅行した場合の車賃の額は、1キロメートルにつき22円とする。この場合において、公務上の必要により有料の道路、駐車場等を利用し、その料金を負担するときの車賃の額は、その実費額を加算した額とする。</u></p> <p><u>3 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u></p> <p><u>4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p>

新	旧
<p><u>(遺族の旅費)</u></p> <p><u>第17条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じて規則で定めるものとする。</u></p> <p><u>(旅費の支給額の上限)</u></p> <p><u>第18条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、第6条及び第9条から第12条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条及び第15条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>(旅費の調整)</u></p>	<p><u>(旅行雑費)</u></p> <p><u>第17条 旅行雑費の額は、別表のとおりとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、県内へ旅行した場合の旅行雑費は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 公務上の必要その他やむを得ない事情により規則で定める時刻以前に規則で定める出発地を出発し、又は規則で定める時刻以後に規則で定める帰着地に帰着する日の旅行雑費の額は、第1項及び第2項ただし書に定める額に、当該出発し、又は帰着した場合のそれぞれの場合ごとに、別表に定める額に相当する額を加えた額とする。</u></p> <p><u>(宿泊料)</u></p> <p><u>第18条 宿泊料の額は、別表のとおりとする。</u></p> <p><u>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>(食卓料)</u></p>

新	旧
<p><u>第19条 任命権者は、旅行者が広域連合以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p><u>2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。</u></p> <p><u>(旅費の返納)</u></p> <p><u>第20条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u></p> <p><u>2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u></p> <p><u>(規則への委任)</u></p> <p><u>第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p><u>第19条 食卓料の額は、別表のとおりとする。</u></p> <p><u>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>(日額旅費)</u></p> <p><u>第20条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することが適当と認められるものとする。</u></p> <p><u>2 日額旅費の額、支給条件等は、規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。</u></p> <p><u>(県外の同一地域内旅行の旅費)</u></p> <p><u>第21条 県外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。</u></p>

新	旧
<p>第22条 (削る)</p> <p>第23条 (削る)</p>	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、公務上の必要その他やむを得ない事情により多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合において、その実費額が当該旅行について第17条第1項の規定により支給される旅行雑費の額に相当する額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。</u></p> <p><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p>第22条 <u>第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</u></p> <p>(1) <u>退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費</u></p> <p>(2) <u>退職等を知った日の翌日から15日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</u></p> <p><u>(遺族の旅費)</u></p> <p>第23条 <u>第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。</u></p> <p>2 <u>遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第3号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u></p> <p><u>(旅費の調整)</u></p>

新	旧
<p><u>第24条 (削る)</u></p> <p><u>第25条 (削る)</u></p> <p><u>第26条 (削る)</u></p> <p><u>別表 (削る)</u></p>	<p><u>第24条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p><u>2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。</u></p> <p><u>(旅費の特例)</u></p> <p><u>第25条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</u></p> <p><u>(実施規定)</u></p> <p><u>第26条 この条例の実施に関して必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>別表（第14条、第17条―第19条関係）</u></p>

新	旧					
	旅行雑費、宿泊料及び食卓料					
	区分	船賃		旅行雑費	宿泊料	食卓料
		2階級 に区分 する場 合	3階級 に区分 する場 合			
	事務局長	下級	中級	1,300円	13,100円	2,600円
	その他の職員	下級	下級	1,100円	10,900円	2,200円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が当該旅行命令を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、この条例による改正前の新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第20条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表  
(第2条関係)

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月1日 条例第19号</p> <p>(費用弁償_____)</p> <p>第7条 特別職の職員等が公務のため旅行したときは、費用弁償として次に掲げる額を支給する。</p> <p>(1) <u>広域連合長 新潟県特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟県条例第30号。以下「県条例」という。)第5条第1項第1号に規定する額</u></p> <p>(2) <u>副広域連合長 県条例第5条第1項第2号に規定する額</u></p> <p>(3) <u>議会の議員 新潟県議会議員給与条例(昭和25年新潟県条例第2号)第7条に規定する額</u></p> <p>(4) <u>第2条第1項第3号から第5号までに掲げる特別職の職員 県条例第5条第1項第4号に規定する額</u></p> <p>2 <u>特別職の職員等が、議会並びに監査及び会議のため出席した場合の費用弁償は、前項各号の規定に従い支給する。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、その他の交通費(本邦(本州・北海道・</u></p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月1日 条例第19号</p> <p>(費用弁償等の支給及びその種類)</p> <p>第7条 特別職の職員等が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。</p> <p>2 <u>前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表第2に定める額とする。</u></p> <p>3 <u>公務上の必要により、又は天災その他やむを得ない事情により宿泊</u></p>

新		旧																																									
<p>四国・九州及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第16号）で定めるこれらに附属する島の存する領域をいう。）における旅行の場合に限る。）の額は、一般職の職員の例によるものとする。</p> <p>4 (削る)</p> <p>別表第2（第3条_____関係）</p>		<p>した場合を除くほか、路程100キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、前項に規定する額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず特別職の職員等が、議会並びに監査及び会議のため出席したときは、出席した日数に応じ、別表第3に定める額を支給する。</p> <p>別表第2（第3条、第7条関係）</p>																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域連合長</td> <td>年額 60,000円</td> </tr> <tr> <td>副広域連合長</td> <td>年額 48,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">議会</td> <td>議長 年額 30,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長 年額 24,000円</td> </tr> <tr> <td>議員 年額 21,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	報酬	広域連合長	年額 60,000円	副広域連合長	年額 48,000円	議会	議長 年額 30,000円	副議長 年額 24,000円	議員 年額 21,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">報酬</th> <th colspan="4">費用弁償</th> </tr> <tr> <th>日当（1日につき）</th> <th>宿泊料（1泊につき）</th> <th>食卓料（1夜につき）</th> <th>鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域連合長</td> <td>年額 60,000円</td> <td>県内 1,500円</td> <td>県外 3,000円</td> <td>14,800円</td> <td rowspan="3">新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第20号）の規定</td> </tr> <tr> <td>副広域連合長</td> <td>年額 48,000円</td> <td></td> <td></td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">議会</td> <td>議長 年額 30,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副議長 年額 24,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	報酬	費用弁償				日当（1日につき）	宿泊料（1泊につき）	食卓料（1夜につき）	鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃	広域連合長	年額 60,000円	県内 1,500円	県外 3,000円	14,800円	新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第20号）の規定	副広域連合長	年額 48,000円			3,000円	議会	議長 年額 30,000円				副議長 年額 24,000円			
区分	報酬																																										
広域連合長	年額 60,000円																																										
副広域連合長	年額 48,000円																																										
議会	議長 年額 30,000円																																										
	副議長 年額 24,000円																																										
	議員 年額 21,000円																																										
区分	報酬	費用弁償																																									
		日当（1日につき）	宿泊料（1泊につき）	食卓料（1夜につき）	鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃																																						
広域連合長	年額 60,000円	県内 1,500円	県外 3,000円	14,800円	新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第20号）の規定																																						
副広域連合長	年額 48,000円			3,000円																																							
議会	議長 年額 30,000円																																										
	副議長 年額 24,000円																																										

新			旧						
選挙管理委員会	委員長	日額 8,000円						の例により算出して得た額。ただし、特別急行列車を利用し、かつ、現に利用する場合に限り特別車両料金を含み、船賃の旅客運賃の等級に区分がある場合にあっては、上級の旅客運賃の額とする。	
	委員	日額 7,000円	議員	年額 21,000円					
監査委員	議会の議員のうちから選任された委員	年額 36,000円	選挙管理委員会	委員長	日額 8,000円	県内	13,100円		2,600円
	その他の委員	年額 60,000円	委員	委員	日額 7,000円	県外			
附属機関の委員等及び非常勤職員		日額 7,000円	監査委員会	議会の議員のうちから選任された委員	年額 36,000円				
			その他の委員	委員	年額 60,000円				
			附属機関の委員等及び非常勤職員	委員	年額 7,000円				
別表第3 (削る)			別表第3 (第7条関係)						
			鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃						
			議会並びに監査及び会議のため出席する場合						
			別表第2で定める鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額。ただし、海路、遠距離等を理由に宿泊が必要と広域連合長が認める場合は、別表第2で定める宿泊料を加算でき						

新	旧
	<u>るものとする。</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。